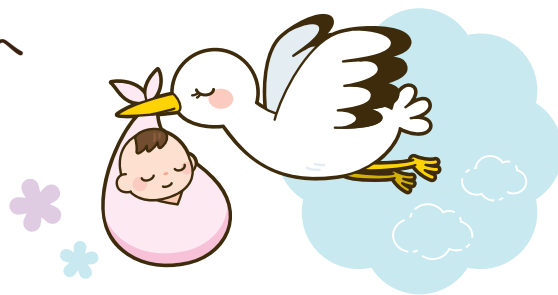


習志野市の国民健康保険に加入中で出産された方へ



令和6年1月以降の保険料が対象

産前産後期間の

国民健康保険料の一部が免除されます！

産前産後期間の国民健康保険料の免除制度は、国民健康保険にご加入中の方が出産した際、出産した方の産前産後の国民健康保険料（所得割・均等割）が一定期間免除される制度です。

** 保険料が免除される期間

- * 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民健康保険料（所得割・均等割）が免除されます。
- * 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険料（所得割・均等割）が免除されます。

〔 出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。
死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産された方を含みます。 〕

| | | | 出産予定日 または出産日 が属する月 | | |
|------|------|------|--------------------------|------|------|
| 3か月前 | 2か月前 | 1か月前 | ▼ | 1か月後 | 2か月後 |
| | | | 単胎の方 | | |
| | | | 多胎の方 | | |

（色の付いた部分が免除期間）

** 届出が必要です

- * 届出には書類が必要です。（裏面参照）
- * 出産予定日の6か月前から届出ができ、出産後はいつでも届出ができます。
ただし、国民健康保険料の変更には時効があるため、時効を過ぎると免除することができなくなります。早目に届出をお願いします。
- * 届出先は、習志野市役所国保年金課です。郵送でも届出はできます。

** よくあるご質問

| | |
|----|--|
| Q1 | 出産後の届出はできますか？ |
| A1 | 出産後でも届出ができます。ただし、国民健康保険料の変更には時効があるため、目安として出産後1年以内に届出をお願いします。 |
| Q2 | 令和5年12月に出産しました。何月分が免除の対象になりますか？ |
| A2 | この制度の施行は令和6年1月のため、令和6年1月以降の国民健康保険料の所得割と均等割が免除の対象です。令和5年12月に出産の場合は、令和6年1月分と2月分が免除対象となります。 |
| Q3 | 届出をすると、国民健康保険料の納付が不要（0円）になりますか？ |
| A3 | いいえ、届出をしても免除期間外や平等割の分などは、納付が必要です。免除適用後の納付額は、届出の翌月に送付される納入通知書をご確認いただき、納付をお願いします。 |
| Q4 | 月末の出産予定日で届出をしましたが、実際の出産日は翌月になりました。再度、届出は必要ですか。 |
| A4 | 出産予定日で免除の届出が済んでいる場合、改めての届出は不要です。 (ご希望であれば出産日で再度届出をすることはできます。) |

** 届出に必要なもの

① 届出書

習志野市のホームページからダウンロードできます。

また、習志野市の国保年金課窓口に備え付けています。

ご自宅へ郵送を希望の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

② 母子健康手帳、出生証明書など以下の内容が確認できるもの

- ・ 出産予定日または出産日
- ・ 単胎妊娠または多胎妊娠の別
- ・ 出産した被保険者と出生した子の親子関係



** 届出の方法

窓口もしくは郵送で受付します。窓口の場合は、届出書と必要書類をお持ちください。

郵送の場合は、①届出書と②必要書類のコピーを下記郵送先へ送付してください。



ナラシンド♪

【問い合わせ・郵送先】

〒275-8601 習志野市役所 国保年金課

電話 047-451-1151 (代)

ホームページ <https://www.city.narashino.lg.jp/>